

令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）の概要について

この計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

※公共用水域とは、水質汚濁防止法では、公共的に利用される水域や水路として定義されている。具体的には、河川、湖沼、港湾、沿岸海域等が該当する。

1 公共用水域水質測定計画（案）について

(1) 実施の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(2) 実施機関

県、国土交通省、宮崎市及び12の市町

(3) 測定項目

測定項目は、次のア～オの計76項目のうち、測定地点毎の特性（事業場などの立地状況、利水状況、過去の検出状況等）に応じて選定

ア 生活環境項目…生活環境の保全に関する項目（BOD、COD等の計13項目）

イ 健康項目 …人の健康の保護に関する項目（カドミウム、砒素等の計27項目）

ウ 要監視項目 …公共用水域における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準を設定せず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された項目（計26項目）

エ 特殊項目 …水環境への影響に関する知見の集積が必要な項目（フェノール類、銅、マンガン、全クロムの計4項目）

オ その他の項目…アンモニア性窒素、ふん便性大腸菌群数、トリハロメタン生成能透明度、大腸菌数及び全有機炭素（計6項目）

(4) 測定地点

測定地点は、国土交通省、宮崎市及び12の市町による測定計画も考慮し、選定

水質測定実施機関別の測定地点数

| 実施機関 | 河川 | | 海域 | | 湖沼 | | 計 | |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 元年度 | 2年度 | 元年度 | 2年度 | 元年度 | 2年度 | 元年度 | 2年度 |
| 県 | 119 | 119 | 37 | 37 | | | 156 | 156 |
| 国土交通省 | 23 | 23 | | | | | 23 | 23 |
| 宮崎市 | 31 | 31 | 4 | 4 | | | 35 | 35 |
| その他の市町 | 59 | 59 | 5 | 5 | 1 | 1 | 65 | 65 |
| 計 (延べ測定地点数) | 232 | 232 | 46 | 46 | 1 | 1 | 279 | 279 |
| 実測定地点数 | 190 | 190 | 46 | 46 | 1 | 1 | 237 | 237 |

※湖沼の1地点は、都城市と高原町にまたがる御池。

(5) 測定回数

測定は、環境基準点においては原則として毎月1回以上、その他の地点においては測定地点毎の特性に応じた回数を実施

- ア 生活環境項目 … 年2～36回
- イ 健康項目・要監視項目 … 年1～12回
- ウ 特殊項目・その他の項目 … 年4～12回

(6) 元年度との主な変更点について

ア 生活環境項目（pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数、全窒素、全燐）について、桜木橋（花の木川）の測定回数を増やす。

（変更理由）

平成28年度及び30年度の水質測定において、当該水域がBODについて環境基準未達成であり、今後の水質監視体制を強化するため、都城市の測定計画を県の測定計画に取り込むもの。

※生活環境項目：環境基準項目のうち、水質に係る生活環境の保全に関する項目をいい、次の13項目がある。

pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、底層DO。

イ 生活環境項目のうち、水生生物の保全に係る水質環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS））について、今回類型指定する予定の水域の環境基準点において測定を開始する。

（変更理由）

今回、五ヶ瀬川、小丸川、大淀川及び川内川について、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を行うのに伴い、各水域の環境基準点において測定を行い、常時監視体制を構築するもの。

※亜鉛：メッキ等に使用されており、魚介類への影響（成長低下）が懸念されており、平成15年に水生生物の保全に係る環境基準生活環境項目に追加された。

※ノニルフェノール：ゴム用老化防止剤の原料等に用いられる界面活性剤の一種で、魚介類への影響（内分泌攪乱）が懸念されており、平成24年に水生生物の保全に係る環境基準生活環境項目に追加された。

※LAS：洗浄等に用いられる界面活性剤の一種であり、魚介類への影響（繁殖への影響）が懸念されており、平成25年に水生生物の保全に係る環境基準生活環境項目に追加された。

ウ 生活環境項目のうち、水生生物の保全に係る水質環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS））について、今後類型指定を進めていく水域の環境基準点において測定を開始する。

（変更理由）

今後、五十鈴川、耳川、一ツ瀬川及び広渡川について、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を行うために測定を追加するもの。

(7) その他

常時監視で環境基準値を超過した場合のほか、事故や災害などで汚濁が発生するおそれがある場合についても、適宜、計画外での調査を実施する。

2 地下水質測定計画（案）について

(1) 実施の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(2) 実施機関

県、国土交通省、宮崎市

(3) 調査区分・方法

ア 概況調査

(ア) 有害物質使用事業場周辺調査

有害物質を使用している（または過去に使用していた）事業場の敷地内の井戸及びその周辺の井戸について実施する調査

(イ) 定点調査

経年的なデータを収集するための観測用井戸の継続的な監視をする調査

(ウ) メッシュ調査（ローリング方式）

県内全域の地下水質の状況を把握する調査

県全域を5kmメッシュに区切り、井戸が存在する166メッシュについて順次計画的に実施する。

イ 継続監視調査

過去の調査で汚染が判明した井戸の継続的な監視をする調査

なお、概況調査により新たに発見された、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために「汚染井戸周辺地区調査」を実施する。

(4) 測定項目

測定項目は、次のア、イの計48項目のうち、調査区分の測定地点毎の特性に応じて選定

ア 環境基準項目 …人の健康の保護に関する項目(計28項目)

イ 要監視項目 …地下水からの検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準を設定せず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された項目(計20項目)

(5) 測定地点

測定地点は、県、国土交通省及び宮崎市のそれぞれが選定

調査区分・実施機関別の測定地点数

| 調査区分 | | 実施機関 | 測定本数 | | |
|--------|---------|---------------|-------|-------|----|
| | | | 令和元年度 | 令和2年度 | |
| 概況調査 | 定点方式 | 有害物質使用事業場周辺調査 | 県 | 20 | 20 |
| | | | 宮崎市 | 10 | 9 |
| | | | 計 | 30 | 29 |
| | | 定点調査 | 国土交通省 | 2 | 2 |
| | ローリング方式 | メッシュ調査 | 県 | 44 | 44 |
| | | | 宮崎市 | 3 | 3 |
| 計 | | | 47 | 47 | |
| 小計 | | | 79 | 78 | |
| 継続監視調査 | | 県 | 31 | 30 | |
| | | 宮崎市 | 20 | 18 | |
| | | 計 | 51 | 48 | |
| 合計 | | | 130 | 126 | |

(6) 測定回数

測定は、概況調査においては年1回以上を基本とし、継続監視調査においては測定地点毎の特性に応じた回数（1～12回）を実施

(7) 元年度との主な変更点について

ア 概況調査の有害物質使用事業場周辺調査において、測定項目を追加する。
(変更理由)

対象事業場（延岡市）の敷地境界井戸において、鉛が環境基準超過したことから、測定項目に鉛を追加し、周辺地下水質のモニタリングを行うもの。

※鉛：蓄電池、はんだの原料として使用されており、以前は水道管にも利用されていた。

イ 概況調査の有害物質使用事業場周辺調査において、測定地点を1地点廃止する。
(変更理由)

対象事業場（宮崎市）が平成30年度末で廃止となり、今年度までの調査において、継続して環境基準を達成していることから、調査対象から外しても問題ないと判断したもの。

ウ 継続監視調査について、測定地点を3地点廃止する。
(変更理由)

廃止予定地点（宮崎市2地点及び都城市1地点）の井戸が既に廃止となり採水不可能であること、また削除予定地点の近隣の井戸で、同様に継続監視調査を実施していることから、調査対象から外しても問題ないと判断したもの。